# 告示

○内閣府
法務省告示第一号

電子債権記録法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月七日付で電子債権記録業を営む者を指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年七月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　岩城　光英

一　商　号　株式会社Ｄｅｎｓａｉサービス
二　本店の所在地　東京都港区虎ノ門一丁目十二番九号スズエ・アンド・スズエビル六階

○総務省告示第二百八十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十二日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　派遣海賊対処行動航空隊
二　国外派遣期間　平成二十八年七月二十四日から平成二十九年七月二十三日まで
三　派遣人数（概数）　六十人程度
四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○総務省告示第二百八十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年七月二十二日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　派遣海賊対処行動支援隊
二　国外派遣期間　平成二十八年七月二十四日から平成二十九年七月二十三日まで
三　派遣人数（概数）　百十人程度
四　派　遣　地　域　ジブチ共和国

○法務省告示第四百六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験を次のように定める。

平成二十八年七月二十二日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技能の在留資格に係る基準の規定に基づきスポーツの指導に係る技能について三年以上の実務経験を有する者に準ずる者を定める件

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動の項下欄第八号の法務大臣が告示をもって定める者は、スキーの指導に係る技能について国際スキー教師連盟（ＩＳＩＡ）が発行するＩＳＩＡカードの交付を受けている者とする。

○法務省告示第四百七号

島根県大田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年八月二十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、大田市役所又は松江地方法務局出雲支局に照会すること。

平成二十八年七月二十二日

法務大臣　岩城　光英

島根県安濃郡鳥井村大字鳥井八百三十六番地
宅和　サヨ

○財務省告示第二百十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十八年六月二十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十八年七月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

| 国債の名称 | 記号 | 額面金額の総額 | 額面金額百円当たりの買入価格 |
|---|---|---|---|
| 利付国庫債券（物価連動・十年） | 第十八回 | 五億円 | 百六円 |
| 〃 | 〃 | 二十億円 | 百六円三銭 |
| 〃 | 〃 | 十億円 | 百六円四銭 |
| 〃 | 〃 | 一億円 | 百六円五銭 |
| 〃 | 第十九回 | 十億円 | 百七円五銭 |
| 〃 | 〃 | 二十億円 | 百七円十五銭 |
| 〃 | 〃 | 十三億円 | 百七円二十二銭 |
| 〃 | 〃 | 一億円 | 百七円二十五銭 |
| 〃 | 第二十回 | 二十四億円 | 百七円二十五銭 |
| 〃 | 〃 | 十四億円 | 百七円二十八銭 |
| 〃 | 〃 | 五億円 | 百七円二十九銭 |
| 〃 | 第二十一回 | 五億円 | 百七円六十四銭 |
| 〃 | 〃 | 三十五億円 | 百七円六十五銭 |
| 〃 | 〃 | 五億円 | 百七円六十九銭 |
| 〃 | 〃 | 七億円 | 百七円七十二銭 |
| 〃 | 〃 | 二十億円 | 百七円七十三銭 |
| 〃 | 〃 | 五億円 | 百七円七十四銭 |
| 合計 | | 二百億円 | |

○財務省告示第二百十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の七第二項から第四項まで及び第三十九条の二十七第二項から第四項までの規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等及び減価補塡金並びに同法第二十八条の三第二項及び第六十七条の四第二項に規定する転廃業助成金を次のように指定し、個人にあっては平成二十八年分以後の所得税、法人にあっては平成二十八年七月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

平成二十八年七月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

1　租税特別措置法（以下「法」という。）第二十八条の三第一項及び第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等は、一般社団法人北海道水産会（昭和三十二年二月十八日に社団法人北海道水産会という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。）、根室漁業協同組合又は銚子市漁業協同組合が平成二十八年三月九日に農林水産大臣の認定を受けたさけ・ます流し網漁業の再編整備に関する実施計画に基づき、一般社団法人大日本水産会（明治四十二年五月十九日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下この項におい